

会員に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、定款第43条第3項の規程に基づき、この法人の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 本財団の会員として、次の種別を設ける。

- (1) 系図会員 この法人の目的に賛同する賀茂祢宜神主系図に掲載された人物の子孫。旧財団の1～3号会員は系図会員有資格者とする。
- (2) 系図家族会員 この法人の目的に賛同する系図会員の家族（配偶者、親、扶養者、養子、等）
系図会員との関係が解消した場合は一般会員になるものとする。ただし、死別の場合は継続して資格を有するものとする。
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同する個人
- (4) 賛助会員 この法人の事業を後援する個人
- (5) 名誉会員 この法人に対して貢献が特に顕著であることにより、理事会から推薦された個人または団体

(入会手続き)

第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第4条 会員は、入会するときに年会費を、以後毎年 年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じ下記のとおりとする。

- (1) 系図会員会費 5,000円 20歳未満は免除とする
- (2) 系図家族会員会費 2,000円 20歳未満は免除とする
- (3) 一般会員会費 5,000円
- (4) 賛助会員会費 30,000円

(会員の特典)

第5条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 会員番号の付与を受けること。
- (2) 本財団が刊行する機関誌の無料配布を受け、かつ、本財団の出版物の購入に便宜が与えられること。
- (3) 本財団が主催、共催、後援する会合等に参加すること、またはその推薦、参列の便宜を得ること。
- (4) 本財団が加入する団体の特典を享受すること。
- (5) 会員が希望するときは、理事長の承認を得て、本財団が設ける専門部会の部員に就任すること。

(会費の用途)

第6条 第4条の会費は、この会の目的を達成するための事業に使用する。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の理由によって資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡または失踪宣告
- (3) 除名

(退会)

第8条 会員はいつでも退会通知を本財団に提出することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。また、未納の会費があるときはこれを全納しなければならない。

(除名)

第9条 会員が違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなどして、会員として相応しくないと認められるとき、理事会の決議により除名することができる。

- 2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の場合、既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。また、未納の会費があるときはこれを全納しなければならない。

(改正)

第10条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議によりこれを改正することができる。

付則

本規定は 平成26年10月1日より施行する。

本規定は 平成27年1月17日に改定する。